

6 機能性表示食品

機能性表示食品は、安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、食品関連事業者の責任において、疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を容器包装に表示する食品です。

機能性表示食品は、次に掲げる事項を販売日の 60 営業日前（新規成分等、表示内容等の確認に時間を要すると消費者庁長官が認める場合は 120 営業日前）までに消費者庁長官へ届出を行う必要があります。

機能性表示食品の届出事項

- 表示の内容
- 食品関連事業者に関する基本情報
- 安全性及び機能性の根拠に関する情報
- 生産・製造及び品質の管理に関する情報
- 健康被害の情報収集体制
- その他必要な事項

(1) 機能性表示食品の対象となる食品区分及び必要表示事項

対象となる食品区分は、容器包装に入れられた一般用加工食品及び一般用生鮮食品です。

また、機能性表示食品に必要な表示事項は、次のア～チのとおりです。

必要表示事項は全て 8 ポイント以上の大きさの文字で表示します（表示可能面積がおおむね 150cm² 以下の場合、5.5 ポイント以上の大きさの文字で表示することが可能です。）。

生鮮食品であっても機能性表示食品として販売する場合には、必要表示事項を記載した容器包装（消費者庁へ届け出たもの）に入れて販売する必要があります（はだか売りはできません）。

- ア 機能性表示食品である旨
 - イ 科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
 - ウ 栄養成分の量及び熱量
 - エ 一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量
 - オ 一日当たりの摂取目安量
 - カ 届出番号
 - キ **（加工食品のみ）** 食品関連事業者の連絡先
（生鮮食品のみ） 食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先
 - ク 機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨
 - ケ 摂取の方法
 - コ 摂取をする上での注意事項
 - サ バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言
 - シ 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項
 - ス 疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨
 - セ **（加工食品のみ）** 疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦に対し訴求したものではない旨
 - ソ 疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨
 - タ 体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨
 - チ **（生鮮食品のみ）** 保存の方法
- ※その他、食品の分類に応じて必要な事項（品質事項、衛生事項等）を表示します。

(2) 表示禁止事項

機能性表示食品に次のア～エの事項について表示することはできません。

- ア 疾病の治療効果又は予防効果を標ぼうする用語
（例）「花粉症に効果あり」、「糖尿病の方にお奨めです」、「風邪予防に効果あり」等の表現

イ 栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（10～11ページ表3第1欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語

- ① 強調する用語とは、「○○たっぷり」、「△△強化」のような表示をいいます。
- ② 含有量を色や大きさ等で目立たせた表示は望ましくありません。
- ③ 主要面に機能性関与成分以外の成分名を目立つように特記した表示（商品名に当該成分名を使用したものを含む。）や機能性関与成分であると消費者に誤認を与えるような表示（例：◇◇（届け出た機能性関与成分以外の成分）のパワー）は望ましくありません。

ウ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語

「消費者庁長官許可」、「消費者庁承認」、「○○省承認」、「○○省推薦」、「○○政府機関も認めた」、「世界保健機関（WHO）許可」等、国や公的な機関に許可・承認を受けた、届け出たと誤認させる表現

エ 別表第9（10～11ページ表3）第1欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

栄養成分の機能には、34～35ページ表7第3欄に示されている機能も含まれます。

注意！

表示事項に問題がある場合、罰則の対象にも・・・

- 食品表示基準に基づいた表示を行っていない場合、食品表示法違反として、食品表示法の指示や命令のほか、罰則の対象となる可能性があります。
- 科学的根拠情報の範囲を超えた表示事項は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第5条の不当表示又は健康増進法第65条第1項の誇大表示の禁止に該当する恐れがあります。

機能性表示食品パッケージ表示例

パッケージ表

機能性表示食品

届出番号△△

●●●●(商品名)

(機能性表示)

本品には◇◇が含まれます。◇◇には○○し、□□する機能があることが報告されています。

本品は、特定保健用食品と異なり、機能性及び安全性について国による評価を受けたものではありません。届け出られた科学的根拠等の情報は消費者庁のウェブサイトで確認できます。

※ 食品表示基準の一部改正により、機能性表示食品の届出情報の表示方法等が見直されました（第3条第2項、第22条第1項、別表第20、別表第27第2項第1号の改正）。（経過措置期間）令和8年（2026年）8月31日まで

パッケージ裏

名称：○○○○○
 原材料名：◎◎（国内製造）、△△／・・・、（◇◇◇◇◇）
 内容量：90g（1粒500mg×180粒）
 賞味期限：欄外下部に記載
 保存方法：直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください
 製造者：○○○○株式会社
 東京都○○市○○○2-8-1

栄養成分表示
 (1日当たりの摂取目安量
 [2粒]当たり)

熱量	○○kcal
たんぱく質	○g
脂質	○g
炭水化物	○g
食塩相当量	○.○g

機能性関与成分◇◇ ×× mg

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

- 一日当たりの摂取目安量：2粒
- 摂取方法：水又はぬるま湯と一緒にお召し上がりください。

● 摂取上の注意
 (医薬品及び他の機能性関与成分との相互作用、過剰摂取等に係る注意喚起等について、当該機能性関与成分の安全性に関する科学的根拠を踏まえて具体的に表示する。)

- 医薬品ではありません。
- 本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。
- 疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に摂取について相談してください。
- 体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

賞味期限：○○.○○.○○

● お問合せ先：××株式会社
 〒△△△-××××東京都○○市△△△…
 0120-×××-××××

機能性表示食品の届出方法等については、消費者庁のホームページから「食品表示基準」、「食品表示基準について」、「機能性表示食品の届出等に関する手引き」、「機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル」、「機能性表示食品に関する質疑応答集」等の関係通知等を必ずご確認ください。

消費者庁ホームページ

(食品表示に関する法令等) https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/
 (機能性表示食品) https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/